

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年11月30日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第10号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

別表第1第3号中

「

73	洛西バスターミナル～京都駅前	新林公団住宅前，千代原口，西京極，烏丸五条
81	横大路車庫前～京都駅前	中書島，棒鼻，塩小路高倉

」

を

「

73	洛西バスターミナル～京都駅前	新林公団住宅前，千代原口，西京極，烏丸五条
特80	河原町三条～国道東野	四条河原町，川田道，山科西野，山科団地
81	横大路車庫前～京都駅前	中書島，棒鼻，塩小路高倉

」

に改める。

別表第2中第31号を第32号とし、第12号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 特80系統

					河原町三条
				四 条 河 原 町	円 230
			川 田 道	円 250	250
		山 科 西 野	—	250	250
	山 科 団 地	—	—	250	250
国 道 東 野	—	—	—	250	250

「川田道」、「山科西野」及び「山科団地」は、国道東野行き方面のみ停車し、降車のみ取り扱う。

別表第4中

「

市内中心フリー	全系統	臨18号, 19号, 20号, 22号, 81号, 特81号, 特105号, 南2号, 特南2号, 南3号, 特南3号, 特南5号及び南8号の全線並びに29号の鈴虫寺・苔寺道～四条烏丸間, 33号の桂小橋～京都駅前間, 特33号の東側町～京都駅前間, 42号の京都駅前～中久世間, 69号の二条駅西口～桂川小学校前間, 70号の桂川小学校前～太秦天神川駅前間, 73号の西京極～京都駅前間, 南1号の竹田駅西口～中久世間及び特南1号の中久世～久世工業団地前間
---------	-----	---

」

を

「

市内中心フリー	全系統	臨18号, 19号, 20号, 22号, 81号, 特81号, 特105号, 南2号, 特南2号, 南3号, 特南3号, 特南5号及び南8号の全線並びに29号の鈴虫寺・苔寺道～四条烏丸間, 33号の桂小橋～京都駅前間, 特33号の東側町～京都駅前間, 42号の京都駅前～中久世間, 69号の二条駅西口～桂川小学校前間, 70号の桂川小学校前～太秦天神川駅前間, 73号の西京極～京都駅前間, 特80号の河原町三条～四条河原町間, 南1号の竹田駅西口～中久世間及び特南1号の中久世～久世工業団地前間
---------	-----	--

」

に,

「

市内中心＋ 桂地域フリー	全系統	臨 18 号, 19 号, 20 号, 22 号, 42 号, 69 号, 81 号, 特 81 号, 特 105 号, 南 1 号, 特南 1 号, 南 2 号, 特南 2 号, 南 3 号, 特南 3 号, 特南 5 号及び南 8 号の全線並びに 29 号の国道三ノ宮～四条烏丸間, 33 号の三ノ宮～京都駅前間, 特 33 号の三ノ宮～京都駅前間, 70 号の向日回生病院前～太秦天神川駅前間, 73 号の国道三ノ宮～京都駅前間, 西 1 号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西 2 号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 臨西 2 号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西 3 号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 特西 3 号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西 4 号の向日回生病院前～JR 桂川駅前間, 特西 4 号の向日回生病院前～JR 桂川駅前, 西 5 号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 臨西 5 号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西 6 号の三ノ宮街道～桂駅西口間及び西 8 号の三ノ宮街道～桂駅西口間
-----------------	-----	---

」

を

「

市内中心＋ 桂地域フリー	全系統	臨 18 号, 19 号, 20 号, 22 号, 42 号, 69 号, 81 号, 特 81 号, 特 105 号, 南 1 号, 特南 1 号, 南 2 号, 特南 2 号, 南 3 号, 特南 3 号, 特南 5 号及び南 8 号の全線並びに 29 号の国道三ノ宮～四条烏丸間, 33 号の三ノ宮～京都駅前間, 特 33 号の三ノ宮～京都駅前間, 70 号の向日回生病院前～太秦天神川駅前間, 73 号の国道三ノ宮～京都駅前間, 特 80 号の河原町三条～四条河原町間, 西 1 号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西 2 号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 臨西 2 号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西 3 号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 特西 3 号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西 4 号の向日回生病院前～JR 桂川駅前間, 特西 4 号の向日回生病院前～JR 桂川駅前間, 西 5 号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 臨西 5 号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西 6 号の三ノ宮街道～桂駅西口間及び西 8 号の三ノ宮街道～桂駅西口間
-----------------	-----	---

」

に,

「

市内中心＋ 桂・洛西地域 フリー	全系統	臨 18 号, 19 号, 20 号, 22 号, 29 号, 33 号, 特 33 号, 42 号, 69 号, 70 号, 73 号, 81 号, 特 81 号, 特 105 号, 西 1 号, 西 2 号, 臨西 2 号, 西 3 号, 特西 3 号, 西 4 号, 特西 4 号, 西 5 号, 臨西 5 号, 西 6 号, 西 8 号, 南 1 号, 特南 1 号, 南 2 号, 特南 2 号, 南 3 号, 特南 3 号, 特南 5 号及び南 8 号の全線
------------------------	-----	---

」

を

「

市内中心＋ 桂・洛西地域 フリー	全系統	臨 18 号, 19 号, 20 号, 22 号, 29 号, 33 号, 特 33 号, 42 号, 69 号, 70 号, 73 号, 81 号, 特 81 号, 特 105 号, 西 1 号, 西 2 号, 臨西 2 号, 西 3 号, 特西 3 号, 西 4 号, 特西 4 号, 西 5 号, 臨西 5 号, 西 6 号, 西 8 号, 南 1 号, 特南 1 号, 南 2 号, 特南 2 号, 南 3 号, 特南 3 号, 特南 5 号及び南 8 号の全線並びに特 80 号の河原町三条～四条河原町間
------------------------	-----	---

」

に改める。

附 則

この改正規程は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。

(交通局企画総務部営業調査課)